第96回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成31年3月18日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成31年3月18日(月)午後1時53分
- 3 閉会の日時 平成31年3月18日(月)午後3時 5分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席15名 欠席 2名

	/С / Д	<u> Д</u> /П; т о · Д) (/ili) =	· P	
議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	欠席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男 参事監 真田 明彦 農地担当課長 佐藤 孝司

農地担当係長 奥山 英明副専門監 浦田 隆次

参事監 箕浦 勝宏 総務・農政担当課長 倭 信幸 担当課長補佐 竹田 了久 副主査 柴田 美佳

- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 転用事業計画変更承認申請について
 - (5) 農地の競売に対する買受適格証明願(耕作目的)について
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5)農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

2番:荒井 隆文 16番:信定 知福

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第96 回総会を開会します。 (あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。2番 荒井 隆文委員、 16番 信定 知福委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、 を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請 についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願 いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は横尾に居住し、世帯で約72アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により横尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は御津北野に居住し、世帯で約77アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により下牧の畑を所有権移転しようとするものです。なお、この案件は、21番と同時申請となっています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は今岡に居住し、世帯で約35アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により今岡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は津高に居住し、約37アールの農地を耕作する農業者ですが、 増反により富原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、6番は同時申請ですので併せて説明します。

受人は、平成31年2月に設立され、尾上に本店を置き、新規就農しようとする農地所有適格法人で、尾上の田に10年間使用貸借権を設定しようとするものです。

株主要件など適格法人の要件を満たす見込みであること、権利設定後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員 さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から6番の6件について協議したところ、事務 局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意 見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ7番、受人は和井元に居住し、世帯で約99アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により和井元の田を所有権移転しようとするものです。 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係 等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をす べて満たしていると考えます。

8番、9番は、関連がありますので、併せて説明します。

8番の受人は西山内に居住し、約29アールの農地を耕作する農業者で、9番の受人は河原に居住し、約70アールを耕作する農業者ですが、交換により河原の田を所有権移転しようとするものです。これまで、自己所有地と思い耕作してきた農地の登記簿上の所有者が入れ替わっていることが判明したため、交換により正しくするものです。8番については、下限面積30アールを超え

ませんが、交換の相手方である9番の経営面積が下限面積30アールを超えて おり、農地法施行令第2条第3項第2号に該当し、例外的に許可が可能です。

また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域 との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えま す。

10番、受人は撫川に居住し、世帯で約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、12番は、申請人が同一ですので、併せて説明します。

受人は下土田に居住しており、新規に就農しようとするもので、11番では、受贈により下土田の田及び畑を所有権移転し、12番では、大崎及び小山の田に3年間使用貸借権を設定しようとするものです。

いずれも、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、 地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超え ることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は西花尻に居住し、世帯で約28アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西花尻の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから 許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は下足守に居住し、世帯で約1.6~クタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は撫川に居住し、世帯で約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、17番は、関連がありますので、併せて説明します。

16番、17番の受人は、兄弟であり、道路を挟んで居住しており、農業経営を同一世帯として約41アールの農地を耕作する農業者です。

16番では、受人は津島笹が瀬に居住する農業者ですが、増反により平山の田を所有権移転しようとするもので、17番では、受人は津島京町三丁目に居住する農業者ですが、増反により平山の田を所有権移転しようとするものです。

いずれも、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、 地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることか ら許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は総社市東阿曽に居住し、世帯で約1.1~クタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下土田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は総社市総社に居住していますが、下足守の田を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから 許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員 さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、7番から19番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ20番、受人は御津紙工に居住し、世帯で約78アールの農地を 耕作する農業者ですが、増反により御津紙工の田及び畑を所有権移転しよう とするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件 をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は御津北野に居住し、世帯で約77アールの農地を耕作する 農業者ですが、受贈により御津北野の畑を所有権移転しようとするものです。 なお、この案件は、2番と同時申請となっています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は建部町宮地に居住し、世帯で約57アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町福渡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で20番から22番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3ページ23番、受人は藤田に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を 耕作する農業者ですが、経営移譲により藤田の田に20年間使用貸借権を設 定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は藤田に居住し、世帯で約58アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件

をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は中畦に居住し、世帯で約1.5へクタールの農地を耕作する 農業者ですが、増反により中畦の田及び畑を所有権移転しようとするもので す。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は山田に居住し、世帯で約71アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は倉敷市西阿知町に居住し、世帯で50アールの農地を耕作 する農業者ですが、増反により藤田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番、受人は中仙道に居住し、世帯で約81アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により競売で落札した内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

29番、受人は妹尾に居住し、世帯で約1.7~クタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 5 0 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

《國定委員退室》

30番、受人は昭和41年に設立され、藤田に本店を置き、約93ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

31番、受人は片岡に居住し、世帯で約1.9へクタールの農地を耕作する 農業者ですが、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番から42番は、受人が同一ですので、併せて説明します。

受人は迫川に居住し、世帯で約2~クタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田及び畑、迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

43番、受人は奥迫川に居住し、世帯で約1.7~クタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

44番、受人は西高崎に居住し、世帯で約84アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川張の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意 見をお願いします。

久山委員 南区協議会で23番から44番までの22件について協議したところ、事務 局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意 見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)については、中・中央地区1番から南区 44番までの44件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

《國定委員入室》

議 長 次に申請等 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について の審議に入ります。それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願 いします。

奥山係長 7ページ1番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は芳賀に居住し、 約2.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、作付面積の増加、桃の木 の生長による収量の増加、また、出荷先の増加に伴う選果梱包の細分化により、 既存の選果施設では手狭となったため、自宅に隣接する自己所有地へ農業用倉 庫を建築しようとするものです。

申請地は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途である例外にあたり、許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は貸露天駐車場で、永久転用目的の一時転用申請です。転用 期間は、許可日から三年間です。申請人は、国立病院周辺に貸露天駐車場を開 設していますが、他の区画に空きがなく、月極駐車場の開設を望む方が多数見 受けられるため、申請地を貸露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、 一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員 さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から2番までの2件について協議したところ、 事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様 の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ3番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は、兵庫県神戸市 灘区六甲台町に居住していますが、自己所有の農地すべてを耕作や自己管理 するのが難しいため、山ぎわで農地利用には不向きな申請地に太陽光発電設 備を設置しようとするものです。

> 農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画 等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員 さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で3番の1件について協議したところ、事務局説明のと おりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)については、中・中央地区1番から北・吉 備地区3番までの3件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての 審議に入ります。それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願い します。

奥山係長 8ページ1番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、津山市国分寺の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、妻の実家から近く、両親の介護や農業の手伝いに便利な母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、母所有の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、大窪の自宅に家族3人で居住しており、車を3台所有していますが、 駐車場が2台分しかなく、近隣にある実家に間借りして1台を駐車している状況です。このため、両親が利用するデイサービスの送迎車が路上駐車となる等不便であるため、自宅近隣の申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、4番は一体利用となりますので、併せて説明します。転用目的は、自己住宅です。申請人は、中区竹田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、妻の実家に近く、勤務先への通勤が便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、妹尾の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、以前居住していた場所に近く生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、7番は同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

6番、申請人は、畑鮎の自宅に夫婦と祖母の3人で居住していますが、家の 老朽化や山間部に位置し不便であるため、現住居に近く祖母の面倒が看やすい 申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居 には祖母が引き続き居住します。

7番、申請人は、牟佐の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増 え、住居が手狭となったため、夫婦それぞれの勤務地から近く便利な申請地を 所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも駅から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基

準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は、露天駐車場の敷地拡張です。申請人は、平成19年に設立され、万成西町に本店を置き、建設重機及び車輌のリース業を主な事業としていますが、事業拡大に伴い、現在使用している露天駐車場が手狭となりました。また、本社敷地には従業員及び来客用駐車場しかなく、建設重機を置くスペースが不足していることから、既存の駐車場に隣接している申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は自己住宅です。申請人は、いずみ町の官舎に家族4人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、妻の実家に近く、現住居と生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

- 10番から12番までは、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。
- 10番、申請人は、田中の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、夫の勤務地や妻の実家に近く、将来両親の世話をするのにも都合がよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。
- 11番、申請人は、津高の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、夫の勤務地や妻の実家に近く、現住居と生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。
- 12番、申請人は、津高の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、 住居が手狭となったため、現住居と大きく生活環境が変わらず、また、夫の仕 事の都合上、県内に転勤があることから高速インターから近く通勤にも便利な 申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除

計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、中仙道一丁目の借家に一人で居住していますが、結婚するため、実家や祖母の家が近く、介護等で行き来するのに都合がよい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。 申請人は、平田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え、住居 が手狭になったため、夫婦それぞれの勤務地から近く通勤に便利な申請地を所 有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番から21番までは、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。いずれも、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

15番、申請人は、一宮の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、現在と生活環境が大きく変わらない申請地を 所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は、南輝二丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、夫の実家から近く、夫婦それぞれの通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、津山市河辺の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、近隣に親戚が居住しており、子どもの育児に協力が得られやすく、また、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、倉敷市鳥羽の親戚所有の借家に家族4人で居住していますが、相続等の理由により現住居を退去する必要が生じたため、実家から近く親の面倒を看ることや農業を手伝うのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、津島西坂二丁目の借家に家族4人で居住していますが、

家財道具が増え、住居が手狭となったため、子どもが通っている保育園が変わらず、生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は、今保の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、妻の実家から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は、福田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、夫の勤務地から近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員 さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から21番までの21件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 22番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、都窪郡早島町の借家に1人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、父所有の農地に近く農業の手伝いができる、 父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和38年に設立され、吉備津に本店を置き、一般乗用旅客自動車運送業を主な事業としていますが、北区巌井の営業所及び駐車場が都市計画道路の敷地として収用されることにな

ったため、本社及び営業所に隣接する申請地を所有権移転し、観光バス8台分の露天駐車場及び露天自動車整備場所に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和60年に設立され、総社市真壁に本店を置き、一般貨物自動車運送業を主な事業としています。撫川の営業所及び露天駐車場の土地は賃貸借しているものであり、また、隣接している玉島包装株式会社の車両の使用エリアと重複している箇所があり、危険が生じています。そのため、現在賃借している駐車場敷地の一部を返還して、残った駐車場敷地の隣接地である申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さ んの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、22番から24番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

奥山係長

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

11ページ25番、転用目的は、電子制御盤その他の電子機械器具の製作工場です。申請人は、昭和61年に設立され、北区佐山に本店を置き、電子制御盤その他の電子機械器具の設計、製作及び販売を主な事業としています。申請人は、現在、佐山の工場でコンピュータ応用システムの開発、自動制御・制御盤製造、販売事業を行っていますが、近年、コンピュータ応用システムを使用した制御盤の需要が増加し、これに対応した工場を設置するため建設用地を探していました。申請地は、本社及び岡山インターまで約9km又国道53号から約510mと交通アクセスが大変良好であり、道路幅員、下水排水施設、上水道施設が整っており、新設工場用地に最適であると考え、申請地を所有権移

転し、電子制御盤その他の電子機械器具の製作工場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、 一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、25番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 11ページ26番、前回、添付資料の提出が間に合わなかったため保留とした案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、平田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、妻の勤務先に近く妻の実家にも近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、転用目的は露天車両置場敷地拡張で、永久転用目的の一時転用申請です。申請人は昭和54年に設立され、南区古新田に本店を置き、自動車販売、賃貸、修理業を主な事業としていますが、車種が多様化し、車両置場が不足しているため、既存の車両置場に隣接している申請地に賃借権を設定し、露天車両置場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は、許可日から3年間です。

農地区分は、地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。 申請人は、浦安本町の借家に居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭 となったため、実家に隣接し、両親の介護や農業の引継ぎに便利な父所有の申 請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール以上で高性能の農業機械による 営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他 に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、 一般基準上も問題ないと考えます。

29番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。 申請人は、都窪郡早島町の借家に家族3人で居住していますが、父の所有農地 を引き継ぐため、農地に隣接した父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家 住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は自己住宅です。申請人は、大供表町の両親の持家に家族 5人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、通勤に 便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、 現住居には両親が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は自己住宅です。申請人は、今保の借家に家族4人で居住 していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、現住居や実家に近 い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、 一般基準上も問題ないと考えます。

32番から38番は、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。いずれも、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

32番、申請人は、東区西大寺中野の借家に家族3人で居住していますが、 家財道具が増え、住居が手狭となったため、実家や祖母宅に近い申請地を所有 権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は、浦安西町の実家に家族6人で居住していますが、家財道 具が増え、住居が手狭となったため、実家兼勤務先に近い申請地を所有権移転 し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には両親と兄弟が引き 続き居住します。

34番、申請人は、高柳東町の借家に家族3人で居住していますが、家財道 具が増え、住居が手狭となったため、実家に近い申請地を所有権移転し、自己 住宅を建築しようとするものです。

35番、申請人は、新保の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭となったため、実家や祖母宅に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

36番、申請人は、倉敷市田ノ上新町の借家に家族5人で居住していますが、 家財道具が増え、住居が手狭となったため、勤務先が近くなる申請地を所有権 移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

37番、申請人は、福富東二丁目の借家に家族3人で居住していますが、家 財道具が増え、住居が手狭となったため、通勤に便利な申請地を所有権移転し、 自己住宅を建築しようとするものです。

38番、申請人は、芳泉四丁目の借家に家族4人で居住していますが、家財 道具が増え、住居が手狭となったため、現住居に近く生活環境の変わらない申 請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意 見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、26番から38番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区 38番までの38件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長

13ページ1番、平成30年7月に農地法第5条所有権移転で許可となった 案件ですが、当初転用者は資金の都合により建築を取り止めたものです。承継 者は、津島笹が瀬の借家に夫婦二人で居住していますが、子どもが産まれる予 定であり、現住居では手狭となるため、妻の勤務地から近く通勤に便利な申請 地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員 さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明の とおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(4)については、中・中央地区1番の1件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等(5)農地の競売に対する買受適格証明願(耕作目的) についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 14ページ1番から2番までの2件で、いずれも増反を目的に競売農地を取得しようとするものです。対象農地は、いずれも西高崎で、入札期間が3月14日まででしたので、3月11日に競売審査委員会を開催しました。

耕作地を確認した結果、いずれも適切に耕作されていると判断され、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たすものと判断されましたので、買受適格証明書を交付したことを報告します。

議 長 ただいま報告がありましたが、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 15ページ中・中央地区1番から18ページ南区16番までの16件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれも相続による所有権取得です。 あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等(6)の16件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、19ページ1番から4番までの4件です。転用目的は、露天駐車場2件、店舗1件、共同住宅1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、20ページ1番から5番までの5件です。転用目的は、敷地拡張1件、分譲住宅地1件、宅地の拡張1件、自己住宅2件で、専決日は備考欄のとおりです。次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、21ページ1番から24ページ20番までの20件で、解約理由は、9番、10番及び12番が転用目的で、その他は、いずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、25ページ1番から3番の3件で、内容は農業用通路1件、農業用倉庫2件です。 最後に報告(5)農地改良届については、26ページ1番から7番の7件で、 内容は、普通野菜畑・果樹園1件、果樹園2件、普通野菜畑3件、育苗圃1件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、 第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (農政関係等について説明)

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定(4月18日(木)市役所7階大会議室) 柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとう ございました。

閉会 午後3時5分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員